

星野文昭さんの解放のために、徳島刑務所長と 四国地方更生保護委員会への「要望書」のお願い

1 星野文昭さんについて (徳島刑務所在監 獄中44年)

[経歴]

- 1946年 北海道札幌生まれ (現在 73 歳)
- 1966年 高崎市立高崎経済大学入学
不正入試反対闘争で、大学当局から不当処分を受ける
- 1968年 佐世保での原子力空母エンタープライズ寄港反対闘争、米軍王子野戦
病院反対闘争 三里塚空港反対闘争に参加
- 1971年 沖縄返還協定批准阻止闘争をデモ隊のリーダーとして闘う
- 1975年 「殺人罪」で逮捕
- 1979年 東京地裁判決 懲役 20 年
- 1983年 東京高裁判決 無期懲役
- 1987年 最高裁で上告棄却 無期懲役が確定
- 1996年 第1次再審請求
- 2008年 最高裁が特別抗告棄却決定
- 2009年 第2次再審請求 (全証拠の開示を求め、現在異議審を闘っています)

[1971年沖縄闘争で「殺人罪」でっち上げ]

1971年、佐藤政権は沖縄の本土復帰を進めていましたが、その内容は米軍基地を固定化・強化するものでした。これに反対する闘争が、沖縄では県民総ぐるみで闘われていました。5月19日、11月10日には全軍労を先頭にゼネストが闘われました。

本土では、青年労働者や学生の沖縄に連帯する闘いが盛り上がっていました。沖縄返還協定を国会で批准する直前の11月14日は集会・デモが禁止され、全国の機動隊1万2000名による厳戒体制がしかれました。それを突き破って渋谷で闘いが起きました。

阻止線をはっていた新潟県警機動隊27名とデモ隊200名が衝突し、その過程で機動隊員1名が死亡しました。

この機動隊員死亡の「実行犯」として星野文昭さんがでっち上げられ、「殺人罪」で無期懲役の判決が下されました。

星野さんは一貫して無実を主張し、再審を訴えて44年間闘い続けています。

[徳島刑務所で服役し32年]

星野さんは1987年10月30日に徳島刑務所へ移監になり、服役して32年になります。自由を奪われ、酷寒・酷暑、非人間的処遇の刑務所にあつて、人間的誇りを失わず、他の受刑者にも気を配りながら生き抜いてきました。刑務作業はバッグの製造をまかされています。

房内で水彩画を描いています。写真などを見て風景や人物をやさしい色使いで描きあげています。星野さんの人間性が表現された絵は四国管区のコンクールでいつも上位に入選しています。全国の救援会は「星野絵画展」を開催し（1年間に100カ所近く、入場者は約2万人）、大きな反響を生んでいます。

1986年に獄中結婚した妻の星野暁子さんは毎月面会に通い、星野さんの釈放を待ち続けています。

2 星野さんの解放について

[星野さんの健康状態]

星野さんは44年もの間拘禁され続けており、73歳の高齢になりました。

この間、様々な病気に苦しんできましたが、特に昨年夏に熱中症になって以降、6キロ減った体重はいまだに増えず、食欲不振も続いています。星野さん自身が「がんを一番疑っている」と言っています。3月15日の接見で「いつも寒気を感じている」「すぐに疲れる」と訴えています。

星野さんの生命のために、今すぐに獄外の医療機関での検査と治療が必要です。

[無期懲役の終身刑化]

日本の刑法には終身刑はありません。刑法は無期懲役の場合は「10年を経過した後」の仮釈放を定めており（第28条）、明らかに無期刑と終身刑は違います。ところが今日、無期刑は事実上終身刑化しています。1998年最高検は通達を出し、「(特)(マルトク)無期」なる法律にもない「刑罰」をつくり、「終身かそれに近い期間服役させる」と実質的な終身刑の導入に踏み込みました。それ以降、無期懲役の判決は増加し、仮釈放は激減しました。

今日では無期刑で在所している受刑者が1800人を越えているのに、仮釈放は年間数人しか認められておらず、刑務所内で亡くなる受刑者の方が多くなっています。

2007年から2016年の10年間で仮釈放された無期受刑者は76人、そのうち新規仮釈放は57人のみです。一方、獄死した無期刑の受刑者は176人もいます。

[2009年法務省通達による仮釈放審理は、3月25日不許可とされました]

2009年法務省は、服役が30年を越えた無期受刑者について1年以内に仮釈放審理を開始することを決めました。星野さんの受刑期間は2017年7月で30年になり

ました。よって、四国地方更生保護委員会で仮釈放審理が行われ、以下のように全力で闘いました。しかし、全く不当にも3月25日に不許可とされました。

〔星野さんに仮釈放の条件はそろっています〕

①星野さんは無実です。44年間、ぶれることなく「私は無実だ」と訴え再審を闘い続けています。

②帰住先は、東京都杉並区阿佐ヶ谷の妻暁子さんのアパートです。大家さんも、星野さんが仮釈放で出てきた時は、暁子さんと同居することを認めています。

③家族が全員星野さんの仮釈放を求め、暁子さんと二人の生活を援助すると言っています。

④徳島刑務所では、バイクシューズを製造していましたが、星野さんの能力をかわれて新規事業のバック製造に抜擢されました。製造工程をひとりに任されたため、寝る間も惜しんで考え抜いて完成させました。

刑務所の刑務官からも、他の受刑者からも信頼されています。

⑤星野さんは獄中で絵を描いています。全国でその絵画展が開催され、多くの人達が鑑賞した上で「こんなきれいな絵を描く人は無実です」と言っています。

救援会は36個結成されて、個性ある熱い救援運動が行われています。

3 星野さんの解放を求める闘い

〔四国地方更生保護委員会へ申し入れ〕

星野さんの家族と、再審弁護団と、救援会は星野さんを解放してほしいと要求して、以下のように四国地方更生保護委員会へ申し入れを行ってきました。

①申し入れた日

2017年 第1回7月14日 第2回9月11日 第3回10月17日 第4回11月30日

2018年 第5回1月16日 第6回3月6日 第7回4月24日 第8回6月15日
第9回7月31日 第10回10月1日 第11回11月14日 第12回12月26日

2019年 第13回2月15日

②申し入れた人

家族：妻の暁子さん、兄の治男さん、弟の修三さん、従兄の誉夫さん

再審弁護団：鈴木達夫弁護士（第二東京弁護士会） 岩井信弁護士（同） 藤田城治弁護士（同） 和久田修弁護士（東京弁護士会） 角田義一弁護士（群馬弁護士会）

星野さんを取り戻そう！全国再審連絡会議：共同代表の平良修牧師（日本キリスト教団 沖縄教区議長）、狩野満雄さん（東京）、戸村裕実さん（東京）

その他多くの方々

③「申入書」「請願書」「意見書」等を提出

星野さんの解放を求める「要望書」は18,073人分を提出しました。国会議員、地方議員、弁護士、医師、法学者、ジャーナリスト、画家、俳優、労働組合役員等、多くの方が「要望書」を提出してくださいました。

[国連人権理事会へ通報（3／14）し、外国特派員協会で記者会見（3／15）]

3月14日、星野暁子さんは文昭さんへの獄中44年は「残虐な刑罰」であること、仮釈放制度に権利性がなく、審理が不透明であること、徳島刑務所の恣意的な懲罰は拷問であることを国連人権理事会に通報しました。

[参議院議員会館で集会（3／19）]

元法務省保護局長だった古畑恒雄弁護士が「無期懲役の終身刑化を考える」と題して講演。古畑弁護士は「更生は刑務所に閉じ込めておく『施設内処遇』ではなく、『社会内処遇』であるべき」と熱く語りました。

[意見広告を掲載]

2018年5月20日 『朝日新聞』大阪本社版 『四国新聞』

11月25日 『朝日新聞』東京本社版

2019年2月17日 『沖縄タイムス』 『琉球新報』

[全国集会]

2018年6月3日 高松市で1000人集会とパレード

11月25日 高松市で集会とパレードに560人参加

2019年1月27日 東京での集会と浅草パレードに720人参加

[徳島刑務所長に仮釈放の申請を求めます]

現在の仮釈放審理は、受刑者本人やその家族、代理人弁護士などに申請権はありません。全く不当にも刑務所長が申請できるだけです。

徳島刑務所長は、星野さんの堂々たる生き方、長期の拘禁、年齢と健康状態、仮釈放を求める全国運動を鑑み、星野さんの仮釈放を申請するように要請します。

また四国地方更生保護委員会は、今回の不許可の判断を見直し、星野さんの仮釈放を決定されるように要望します。

星野さんを取り戻そう！全国再審連絡会議